

令和元年度「学校における働き方改革推進プラン」取組状況調査の結果（速報値）について【概要】



令和元年11月28日
千葉県教育庁教育振興部教職員課
電話 043-223-4036

令和元年10月に実施した、「学校における働き方改革推進プラン」（以下、「プラン」という。）の取組状況調査の結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。
この調査は、各市町村教育委員会及び県立学校が、昨年9月に策定した「学校における働き方改革推進プラン（本年5月改定）」に示した48項目の取組の進捗状況を検証することで、働き方改革に効果のある取組を明らかにし、教職員の総労働時間の縮減に資するために実施したものです。

1 調査方法等

(1) 調査時期

令和元年10月1日現在の取組状況

(2) 調査対象

県内の全ての市町村教育委員会及び県立学校

※市町村教育委員会は、千葉市を除く53市町村を対象

(3) 調査の実施方法

①市町村教育委員会

「プラン」に掲げた22項目（別紙1参照）の取組状況をアンケートにより回答（各項目に設定した基準が達成できていれば○を記載する）。

②県立学校

「プラン」に掲げた26項目（別紙2参照）の取組状況をアンケートにより回答（各項目に設定した基準が達成できていれば○を記載する）。

2 調査結果の概要

(1) 市町村教育委員会の取組状況（※データ編P1参照）

※ピンク色で網かけ…達成率が70%未満

NO.	取組内容	取組達成率
取組 1	時間外勤務の短縮に向けた方針・計画策定	88.7%
取組 2	全庁的な推進体制の構築	30.2%
取組 3	業務改善のPDCAサイクルの構築	71.7%
取組 4	ICT活用の環境整備	66.0%
取組 5	ICTを活用した教材等の共有化	100%
取組 6	学校事務の共同実施等	98.1%
取組 7	学校への調査等の精選	86.8%
取組 8	研修会等の精選	77.4%
取組 9	運動部活動ガイドラインの運用	96.2%
取組 10	文化部活動ガイドラインの運用	77.4%
取組 11	出退勤時刻を客観的に把握するシステム構築	77.4%
取組 12	勤務時間外対応のため留守番電話等の整備	34.0%
取組 13	学校閉庁日の設定	96.2%
取組 14	スクール・カウンセラー等の配置促進	94.3%
取組 15	スクール・サポート・スタッフ等の配置促進	92.5%
取組 16	登下校対応のため地域等との連携強化	86.8%
取組 17	適正な勤務時間設定の取組のPTAへの説明	86.8%
取組 18	県教育委員会と市町村教育委員会の連携	84.9%
取組 19	業務改善の取組についての自己点検・評価	64.2%
取組 20	働き方改革を職員研修等での推進	92.5%
取組 21	達成状況の把握・検証	50.9%
取組 22	優れた取組のホームページ等での紹介	22.6%

資料1 教育委員会 取組状況一覧（令和元年度調査）

① 22項目の取組のうち、達成率が高い（80%以上）取組は、12項目であった。

(主な上位項目)

- ・ICTを活用した教材等の共有化（取組5） 100%
- ・学校事務の共同実施等（取組6） 98.1%
- ・運動部活動ガイドラインの運用（取組9） 96.2%
- ・学校閉庁日の設定（取組13） 96.2%

② 22項目の取組のうち、達成率が低い（70%未満）取組は、6項目であった。

(主な下位項目)

- ・優れた取組のホームページ等での紹介（取組22） 22.6%
- ・全庁的な推進体制の構築（取組2） 30.2%
- ・勤務時間外対応のため留守番電話等の整備（取組12） 34.0%

③ ICT活用の環境整備（取組4）の達成率は66.0%であったが、ICTを活用した教材等の共有化（取組5）は達成率100%であった。校内LANの整備については、96.2%が整備できているとの回答であり、各学校・各教育委員会で共有化の工夫を図っていると思われる。

(2) 県立学校の取組状況（※データ編P2参照）

※ピンク色で網かけ…達成率が70%未満

NO.	取組内容	取組達成率
取組 1	学校行事や会議の見直し	77.3%
取組 2	会議の効率化	93.8%
取組 3	電子化による事務の効率化	93.8%
取組 4	学校徴収金の口座引き落とし等	91.5%
取組 5	外部との連絡調整窓口の明確化	88.1%
取組 6	委員会等の合同・統一化等	80.1%
取組 7	運動部活動ガイドラインの運用	93.2%
取組 8	文化部活動ガイドラインの運用	86.9%
取組 9	複数顧問の配置	94.3%
取組10	出退勤時刻の客観的把握・指導	97.7%
取組11	1日当たりの在校時間12時間以内	31.3%
取組12	土曜日と日曜日のいずれか一方の休暇取得	42.0%
取組13	勤務時間内での会議の終了や会議の見直し	99.4%
取組14	時間外勤務の管理適正化	97.7%
取組15	週1日の定時退勤日の設定	50.6%
取組16	長期休業期間中の定時退勤	97.7%
取組17	学校閉庁日の設定	100%
取組18	1週間以上の連続休暇奨励	91.5%
取組19	家族記念日などにおける年次休暇の奨励	92.0%
取組20	勤務時間外対応のため留守番電話等の整備	71.0%
取組21	外部人材の積極的活用	84.1%
取組22	適正な勤務時間設定の取組のPTAへの説明	92.0%
取組23	登下校対応のため地域等との連携強化	75.0%
取組24	働き方改革を学校の重点目標に設定・検証	93.2%
取組25	働き方改革を目標申告に設定	71.0%
取組26	働き方改革を学校評価に設定・検証	84.7%

資料2 県立学校 取組状況一覧（令和元年度調査）

① 26項目の取組のうち、達成率が高い（80%以上）取組は、19項目であった。

(主な上位項目)

- ・学校閉庁日の設定（取組17） 100%
- ・勤務時間内での会議の終了や会議の見直し（取組13） 99.4%
- ・出退勤時刻の客観的把握・指導（取組10） 97.7%
- ・時間外勤務の管理適正化（取組14） 97.7%
- ・長期休業期間中の定時退勤（取組16） 97.7%

② 26項目の取組のうち、達成率が低い（70%未満）取組は、3項目であった。

(主な下位項目)

- ・1日当たりの在校時間12時間以内（取組11） 31.3%
- ・土曜日と日曜日のいずれか一方の休暇取得（取組12） 42.0%

(3) 高等学校（全日制）と特別支援学校の取組状況の比較分析（※データ編P 4参照）

※水色で網かけ…達成状況に遅れが見られる取組

NO.	取組内容	高等学校 (全日制)	特別支援学校
取組 1	学校行事や会議の見直し	74.2%	91.7%
取組 2	会議の効率化	94.2%	88.9%
取組 3	電子化による事務の効率化	94.2%	88.9%
取組 4	学校徴収金の口座引き落とし等	94.2%	83.3%
取組 5	外部との連絡調整窓口の明確化	90.0%	86.1%
取組 6	委員会等の合同・統一化等	77.5%	86.1%
取組 7	運動部活動ガイドラインの運用	99.2%	69.4%
取組 8	文化部活動ガイドラインの運用	95.8%	50.0%
取組 9	複数顧問の配置	99.2%	77.8%
取組10	出退勤時刻の客観的把握・指導	96.7%	100%
取組11	1日当たりの在校時間12時間以内	5.0%	94.4%
取組12	土曜日と日曜日のいずれか一方の休暇取得	19.2%	100%
取組13	勤務時間内での会議の終了や会議の見直し	100%	97.2%
取組14	時間外勤務の管理適正化	97.5%	97.2%
取組15	週1日の定時退勤日の設定	39.2%	86.1%
取組16	長期休業期間中の定時退勤	96.7%	100%
取組17	学校閉庁日の設定	100%	100%
取組18	1週間以上の連続休暇奨励	90.0%	94.4%
取組19	家族記念日などにおける年次休暇の奨励	91.7%	91.7%
取組20	勤務時間外対応のため留守番電話等の整備	77.5%	61.1%
取組21	外部人材の積極的活用	84.2%	83.3%
取組22	適正な勤務時間設定の取組のPTAへの説明	93.3%	86.1%
取組23	登下校対応のため地域等との連携強化	81.7%	58.3%
取組24	働き方改革を学校の重点目標に設定・検証	94.2%	91.7%
取組25	働き方改革を目標申告に設定	74.2%	58.3%
取組26	働き方改革を学校評価に設定・検証	86.7%	80.6%

資料3 高等学校（全日制）と特別支援学校の取組状況の比較（令和元年度調査）

- ・26項目の取組のうち、達成できていると回答のあった取組数の平均は、高等学校（全日制）で21.5項目、特別支援学校で22.0項目であり、大きな差は見られなかったが、一部に、達成状況に大きな差が見られる取組があった。
- ・高等学校において、土曜日と日曜日のいずれか一方の休暇取得（取組12）、週1日の定時退勤日の設定（取組15）について、達成状況の遅れが目立った。
- ・また、部活動に従事する時間が長い高等学校において、部活動ガイドラインに則り、自校の活動方針等を策定するなど適切な運用が行われているものの、在校時間の短縮にまではつながっていないことがわかった。
- ・特別支援学校において、勤務時間外対応のため留守番電話等の整備（取組20）、登下校対応のため地域等との連携強化（取組23）、働き方改革を目標申告に設定（取組25）について、達成状況の遅れが目立った。緊急時の対応や保護者からの問合せが多数あることなど、よりきめ細かい対応が求められていることが背景にあると思われる。
- ・また、部活動に従事する時間が短い特別支援学校において、運動部活動ガイドラインの運用（取組7）、文化部活動ガイドラインの運用（取組8）、複数顧問の配置（取組9）について、達成状況の遅れが目立ったが、部活動数が少ない学校や部活動が設置されていない学校があることが背景にあると思われる。

(4) 「教員等の出退勤時刻実態調査（令和元年6月調査）」の結果との関連分析

(※データ編P6参照)

「プラン」の取組状況と、正規の勤務時間を80時間を超えて在籍する教職員（以下、「80超」という。）の割合を比較した。

【市町村教育委員会】

- ・取組の有無により80超の割合に5ポイント以上の差が見られる、取組の効果が高いと思われる項目は、8項目（取組2、4、12、14、15、16、18、22）であった。
- ・80超の割合に10ポイント以上の差が見られた項目は、
スクール・カウンセラー等の配置促進（取組14）が12.3ポイント
優れた取組をホームページ等で紹介（取組22）が10.9ポイント
登下校対応のため地域等との連携強化（取組16）が10.4ポイント
の3項目であった。特に、これら3項目については取組の効果が高いと思われる。

【県立高等学校（全日制）】

- ・取組の有無により80超の割合に5ポイント以上の差が見られる、取組の効果が高いと思われる項目は、6項目（取組7、9、11、14、16、26）であった。
- ・80超の割合に10ポイント以上の差が見られた項目は、
運動部活動ガイドラインの運用（取組7）が28.5ポイント
1日当たりの在籍時間12時間以内（取組11）が22.6ポイント
複数顧問の配置（取組9）が11.6ポイント
時間外勤務の管理適正化（取組14）が11.4ポイント
の4項目であった。特に、これら4項目については取組の効果が高いと思われる。

【県立特別支援学校】

- ・80超の教職員が2名しかいないことから、取組の有無による差は見られなかった。
- ・取組の有無により正規の勤務時間を超えた在籍時間に差が見られた項目は、差が大きい順に
1日当たりの在籍時間12時間以内（取組11）
委員会等の合同・統一化等（取組6）
学校行事や会議の見直し（取組1）
勤務時間内での会議の終了や会議の見直し（取組13）
であった。

(5) 正規の勤務時間を80時間を超えて在籍する教職員数が昨年度より増減した要因例

(※データ編P11参照)

【市町村教育委員会】

増加した要因例

- ・新学習指導要領への対応や授業時数の増加により、業務量が増えた。
- ・新規採用を含む若年層教職員が増加した影響が見られた。

減少した要因例

- ・保護者や地域に、働き方改革推進プランについて周知した効果が見られた。
- ・留守番電話を自動応答としたことから、勤務時間外の電話対応業務が軽減された。
- ・朝練習をやめるなど、部活動の時間を大きく短縮した。

【県立高等学校（全日制）・県立特別支援学校】

増加した要因例

- ・部活動の大会前であり、練習日や練習時間が増加した。
- ・若手職員が増えたことから、文化祭指導や部活動指導に時間をかける傾向が見られた。

減少した要因例

- ・部活動のガイドラインを策定したことにより、土日の部活動での出勤が減少した。
- ・学校重点目標に、働き方改革に関する記載を加えた効果が見られた。
- ・毎週水曜日を「ノー残業デー」に設定し、水曜日に定時退勤できない教職員は、他の日に定時退勤するよう周知徹底した。

学校における働き方改革推進プラン（教育委員会）

番号	取組内容
1	管下学校の業務改善に関して、時間外勤務の短縮に向けた業務改善方針や計画を策定する。
2	働き方改革に係る全庁的な推進体制を構築する。
3	業務改善目標を定め、業務改善のP D C Aサイクルを構築する。
4	I C Tを活用する環境の整備を図る。
5	I C Tを活用した教材や指導案の共有化を図る。
6	学校事務の共同実施や庶務事務システムの活用を図る。
7	学校への調査等を整理・精選する。
8	学校の各種研究会及び学校職員が参加する研修会等を整理・精選する。
9	「運動部活動に関するガイドライン」を改訂（又は策定）し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。
10	「文化部活動に関するガイドライン」を改訂（又は策定）し、文化部活動の適切な活動時間や休養日等を設定する。
11	教職員の出退勤時刻をI C Tの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築する。
12	教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。
13	教育委員会として、管下学校の学校閉庁日を設定する。
14	支援が必要な児童生徒・家庭への対応に関して、高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員等の学校への配置を促進する。
15	教職員が行う授業準備や校内掲示物の作成などの事務作業を補助するスクール・サポート・スタッフ等や、教職員に代わり部活動の指導や大会の引率等を行う部活動指導員等の学校への配置を促進する。
16	登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。
17	教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解が得られるよう、P T A等に説明会や文書等により必要な要請を行う。
18	県教育委員会と市町村教育委員会は、学校の業務改善及び教職員の意識改革の取組について、連携を図り推進していく。
19	業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、教育委員会の自己点検・評価の中に取り入れる。
20	学校職員が参加する研修会や会議等及び市町村教育委員会への説明会や会議等で積極的に推進を図る。
21	方針及び行動計画等について、達成状況を調査等で把握し、継続的に検証・見直しを図る。
22	学校における働き方改革に向けての優れた取組等について、教育委員会のホームページ等で紹介し、広めていく。

学校における働き方改革推進プラン（県立学校）

番号	取組内容
1	校長は、学校行事や会議、打合せ等を思い切って見直す。
2	校長は、会議や打合せ等の効率化を図る。
3	校長は、事務の合理化を図る（電子化等）。
4	給食費及び教材費等学校徴収金は、銀行振り込み・口座引き落としによる徴収とする。
5	地域ボランティア等との連絡調整の際の学校側の窓口としては、副校長、教頭、主幹教諭等を地域連携担当と校務分掌上に位置付ける。
6	学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
7	スポーツ庁及び県教育委員会の「運動部活動に関するガイドライン」（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会の方針）に則り、活動方針を策定し、運動部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、運動部活動の運営を適切に行う。
8	文化庁及び県教育委員会の「文化部活動に関するガイドライン」（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会の方針）に則り、活動方針を策定し、文化部活動の適切な活動時間や休養日等を設定し、文化部活動の運営を適切に行う。
9	複数の職員で1つの部を担当する。（複数顧問の配置）
10	管理職員は、教職員の出退勤時刻をICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、必要に応じ、指導・助言を与える。
11	教職員は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在籍することがないように、1日当たりの在籍時間を12時間以内とする。なお、週休日である土曜日又は日曜日に業務に従事する場合は、月当たり正規の勤務時間を80時間を超えて在籍することがないように、1日当たりの在籍時間を調整する。
12	教職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。
13	校長は、会議や打合せ等が勤務時間外に及ばないよう留意するとともに、会議の必要性も含め、見直しも検討する。
14	校長は、時間外勤務の管理を適正に行うとともに、教職員の心身の健康に配慮する。
15	校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。
16	校長及び教職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。
17	校長は、長期休業期間中において、一定期間の学校閉庁日を設定する（市町村立学校は市町村教育委員会において設定する）。
18	校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、職員一人一人が、週休日、休日等も活用しながら、1年に1度は1週間以上の連続休暇（ゆとりウィーク）を取得するよう奨励する。
19	校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。
20	教職員の勤務時間外の保護者や外部からの問合せ等については、緊急時の教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等ができるような体制を整備する。
21	校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。
22	校長は、教職員の適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域住民等に適切に説明を行う。
23	校長は、登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。
24	校長は、学校の重点目標・経営方針に、働き方に関する視点を盛り込み、学校全体で取り組むとともに、PDCAサイクルを構築する。
25	教職員は、校長が出した学校重点目標・経営方針を踏まえ、目標申告シートに、働き方に関する視点を盛り込む。
26	校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価、学校関係者評価、第三者評価を実施する。